

協定名	桜が丘1丁目	協定区域	桜が丘1丁目	区画数	422 区画	面積	8.56 ha
用途地域	第1種低層住居専用地域			防火地域	指定なし		
認可年月日	平成11年9月11日 (平成11年10月12日変更)	期間	廃認年				

項目	制限内容
敷地	<p>* 敷地の分割はできないものとする。 (ただし、2区画以上を取得し、元の1区画以上の面積に分割する場合はこの限りでない)</p> <p>* 敷地の形状は、本協定締結時を維持するものとし、土盛等による変更(車庫、門、外構造園工事等による必要最小限の変更は除く。)はしてはならない。</p>
位置	<p>* 建築物の外壁又はこれに代わる面から隣地境界線までの距離は0.5m以上とする。</p> <p>* ただし、建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 隣地境界線に面する外壁等の中心線の長さの合計が3m以下。</p> <p>ロ 物置その他これに類する用途に供する附属建築物で、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内。</p> <p>ハ 附属建築物の自動車車庫</p>
用途	* 住宅、長屋、診療所兼用住宅及び兼用住宅(建築基準法施行令第130条の3に掲げるもの)とする。
形態	<p>* 階数 2階以下(地階を除く)</p> <p>* 現状地盤面からの最高高さ 10 m (協定締結時における地盤面)</p> <p>* 現状地盤面からの軒の高さ 6.5 m (協定締結時における地盤面)</p>
構造	
意匠	
設備	

※建築をされる方は 建築確認申請をする前に協定区域内の委員会と事前のお話し合いを行ってください。

建築協定区域には、協定を運営するための委員会が設置されています。

協定委員会の連絡先は建築指導課許認可係(046-822-8527)までお問合せください。